③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　本競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　特定建設工事共同企業体の全ての構成員が、平成10年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記⒜、⒝の要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⒜　鉄筋コンクリート構造の橋梁下部工事であること。

⒝　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③　全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、代表者の技術者が次に掲げる基準を満たすものとする。なお、本公示に記載の工事においては、各構成員から複数の技術者を申請することもできる。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

㋑　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記⒜、⒝の要件を満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⒜　鉄筋コンクリート構造の橋梁下部工事であること。

⒝　当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶　出資比率要件　全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６⑴へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（同７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７⑴①の認定を受けていない構成員が同７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号　小泉大橋・天王橋・気仙大橋　下部工復旧工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成26年２月３日

国立大学法人北海道大学総長　山口　佳三

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

○第６号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14、27

⑵　導入計画物品及び数量　教育用計算機システム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　平成26年度３月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

A　本システムは、北海道大学における多様かつ高度な学習・教育活動の支援に関する需要に応えることができること。

B　本システムは、各種サーバ、学内アクセス端末、その他ネットワーク接続機器から構成され、利用者の学習・教育活動に必要な総合的ポータル機能を提供すること。

C　利用者個人の持ち込み端末でも、また学外からの接続でも、適切な利用者認証のもと、学内アクセス端末経由と同等のサービスを利用できること。

D　北海道大学の教育ニーズに対応したアプリケーション及び実行環境を提供できること。

E　本システムは、北海道大学のキャンパスネットワーク及びインターネットを通じて多数の利用者が同時に利用した場合でも安定したサービスが提供できること。

F　情報セキュリティの観点から、安全・安心にシステムを管理運用できること。

G　最新のクラウド技術に基づいてシステムを実現し、省エネルギー、省スペース、運用の省力化が図られていること。

H　システムの障害を未然に防止し、また、障害発生時には即時に対応できるようなサポート体制が提供されること。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成26年３月６日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒060―0808 札幌市北区北８条西５丁目　北海道大学財務部調達課係長（物品契約担当）　小笠原美勝　電話011―706―4552